

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。
(免許法別表第3)

受けようとする免許状の種類		中学校教諭専修免許状	中学校教諭一種免許状(備考5)											中学校教諭二種免許状										
基礎資格		中学校教諭一種免許状を有していること。	中学校教諭二種免許状を有していること。											①大学に3年以上在学かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1年以上在学かつ93単位以上修得 上記いずれかに該当し、中学校教諭二種免許状を有していること。										
在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	6	7	8	9	10	11	12	13		
合計(所要単位数)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	45	40	35	30	25	20	15	10		
教科に関する専門的事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第4条第1項に定められている第2欄の科目〔附表1〕(備考1)	各科目につき各1単位以上を修得すること。											3科目につき各1単位以上を修得すること。											
	小計	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	10	9	8	7	6	5	4	3			
各教科の指導法に関する科目(備考3)	第二欄	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)											教育に関する社会的、制度的、経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)											
	第三欄	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解											教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)											
	第四欄	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法											全ての事項にわたること。											
	小計(第二欄～第四欄)	4	4	3	2	2	1				2	1			6	5	4	3	2	1				
小計(第三欄)	5	5	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2	6	5	5	4	4	4	4	3				
小計(第四欄)	7	6	6	5	5	5	5	3	5	5	5	3	9	8	7	7	6	5	5	3				
小計(第二欄～第四欄)	16	15	13	11	10	9	8	5	10	9	8	5	21	18	16	14	12	10	9	6				
大学が独自に設定する科目(備考4)	15	4	4	4	4	3	3	3	2	4	4	3	2	4	4	4	4	4	3	2	1			
その他の科目(備考6)	15	12	10	8	6	3				5	2			10	9	7	5	3	2					
免許法の適用条項	別表第3、同表備考4号	別表第3、同表備考7号											同左											
免許法施行規則の適用条項	11条	同左											11条備考3号 12条前段											

備考

- 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、[附表1]の第1欄の免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目をいいます。
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。)において修得した単位については、含めることができます。(免許法 別表第3備考5号)
- 一種免許状又は二種免許状を受けようとする者は、「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。(免許法施行規則 第11条第2項)
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。